

学長が教授会の意見を聴く事項について

平成27.4.1

学長裁定

群馬大学教授会規則（平成16年4月1日制定）第3条第1項第3号の規定による教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものは、次のとおりとする。

- 第1 大学教員の教育研究業績等の審査に関する事項
- 第2 学生の在籍に関するもののうち、次の各号に掲げる事項
 - (1) 群馬大学学則第50条第3号に規定する除籍
 - (2) 博士後期課程への進学